

様式第1号

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第1回 所沢市自治基本条例推進委員会
開 催 日 時	平成26年6月4日(水) 午後6時から午後8時まで
開 催 場 所	市役所高層棟3階 301会議室
出席者の氏名	星野 泉、三上 誠、浅見 茂樹、伊藤 麻絵、梅本 晶絵、木村 裕一、小松田 和記子、高柳 進、藤田 由紀子、増田 和高
欠席者の氏名	
説明者の職・氏名	
議 題	(1) 所沢市自治基本条例について (2) (仮称) 市民参加等に関する条例について (3) その他
会 議 資 料	資料1 所沢市自治基本条例推進委員会規則 資料2 所沢市自治基本条例パンフレット 資料3 市民参加等に関する条例についての提言
担 当 部 課 名	経営企画部長 中村俊明、経営企画部次長 平田 仁、 政策企画課長 鈴木哲也、政策企画課主幹 林誠、 政策企画課副主幹 平栗正之、政策企画課主任 中村順史 経営企画部政策企画課 電話 04(2998)9027

発言者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
	<p>(1) 所沢市自治基本条例について</p> <p>事務局より、所沢市自治基本条例の策定経緯及び条例概要の説明の後、星野委員長の進行により議事が進められた。</p>
委員	<p>条例のなかに市民の『参加』という文言が記載されているが、市民に市政に関わってもらおうという趣旨からすると『参画』という文言がふさわしいのではないか。</p>
事務局	<p>自治基本条例の第3条に、用語の定義があり、そのなかで『参加』とは、まちづくりに関して、市民等が主体的に関わることなどと定義しているのをご指摘の趣旨も含んでいると考えている。しかしながら、今後策定予定である市民参加等に関する条例については、名称は未定であることから、そういった意見をいただきながら決めていきたい。</p>
委員長	<p>自治基本条例という名称自体についても、自治体によってはまちづくり条例としていたり、地域によって様々であり、各地域において住民と協議しながら名称を決めていったという経緯がある。今後策定予定の市民参加等に関する条例の名称についても、丁寧に議論を進めていく必要があるだろうが、条例にて『参加』の定義がされていることから『市民参加』という文言が採用されることになると考えている。</p>
委員	<p>自治基本条例の策定の経緯について伺いたい。こうした条例を策定するまでの流れで市民と市が対立するといった話をよく聞く。本条例策定に至るまでにそうしたことはあったのか。</p>
事務局	<p>特に対立ということはない。ただし、自治基本条例については、市民検討委員が素案を作成し、それを市が修正し、議会に提案するという流れで策定したものであるが、市が素案を修正するなか</p>

	<p>で、意見の相違といったことはあった。</p>
委員長	<p>この委員会についても、これまでも、事務局とのキャッチボールのなかで進められてきた。最終的に決定するのは議会や首長であるが、条例案の策定のなかでは、委員会の合意が優先され、案に盛り込まれていくものと考えている。</p>
委員	<p>まちづくりには、景観を守るであるとか道路の整備であるとか様々な分野があるが、それぞれ全てをこの委員会の場で話し合うのか。</p>
委員長	<p>そうした様々な分野に住民がどう関わるのかというところを議論したいと考えている。環境問題等の個別の分野に住民が関われる『仕組み』について議論していきたい。</p>
事務局	<p>各分野において、市民と関わりながらまちづくりを進めているところであるが、そうした市民参加の仕組みが機能しているのかについて考える必要がある。市民から率直な意見をいただく、または働かれている方や学生から意見をもらえるようなうまい仕組みを作っていければと考えている。</p>
委員長	<p>本来は市民が直接に政治上の意思決定に関われる直接民主主義がよい。それが難しいので一般に間接民主主義がとられているわけで、このなかで出来る限り住民の意向を反映させていく仕組みが必要となっている。</p>
委員	<p>本委員会の役割と、ここで議論された内容がどのように活かされるのか伺いたい。</p>
事務局	<p>本委員会の役割は、自治基本条例の運用状況の調査研究及び条例の実効性を確保することである。今年の委員会では、市民参加等に</p>

	<p>関する条例案の策定に関わっていただくのが大きな役割になると考えている。皆さんからいただいたご意見を踏まえて市民参加等に関する条例を策定したいと考えている。</p> <p>(2)(仮称)市民参加等に関する条例について</p> <p>事務局より市民参加等に関する条例についての提言の説明の後、星野委員長の進行により議事が進められた。</p>
委員	<p>自治基本条例に『子どもの市政への参加』について記載されているが、『子ども』の定義はあるか。</p>
事務局	<p>自治基本条例のなかで定義はないが、18歳未満の者と解釈している。</p>
委員長	<p>自治体によっては、子どもの人権や子どもがよりよく育つための仕組みとして子ども条例を策定しているところもある。市の未来を担う重要な人材である子どもにどう関わっていただくかという観点のもと、条例に『子どもの市政への参加』の文言を入れたものと考えられる。</p>
委員	<p>自治基本条例のなかに個人情報保護に関する記載があるが、今後策定する市民参加等に関する条例のなかでも、市民が参加する場面における個人情報の保護についての記載があったほうが、より市民が参加しやすくなると思われる。</p> <p>また、『無作為抽出』という表記についてであるが、年齢等で区分した上で抽出を行うとなると、完全な無作為とはいえないので、この表記についても工夫したほうがよい。</p>
委員長	<p>文言の整理については今後丁寧に議論していきたい。</p>
委員	<p>提言のなかに、自治会や町内会への加入率の低下が課題となって</p>

	<p>いるとの記載がある。自治会としてもそうした課題を認識しているところであるので、自治会が現在行っている活動も加味して条例に盛り込んでいければよりよいものになるのではないかと。</p>
<p>委員長</p>	<p>どのように活かしていくかは、この委員会での議論の中で決めていきたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>本年の6月議会にて『地域がつながる元気な自治会等応援条例』を提案する予定である。この条例との重複がないようにうまく棲み分けができればと考えている。</p>
<p>委員</p>	<p>『子ども』については、18歳未満の者と定義しているとのことだが、大人に近い年齢の者を想定しているのか。幼児や児童などの小さい子どもの視点を反映させるということは考えているのか。</p>
<p>委員長</p>	<p>『参加』というと、政治的な決定に関わるというイメージから大人に近い年齢を想定してしまうが、小さい子どもを含めたもう少し広い意味で捉えていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>子どもの参加について、私がかつて滞在していたイギリスの事例を紹介させていただく。</p> <p>現地の小学校にて定員を増やすという案が出たときに、案に対して当事者から意見をもらう機会があった。このような事例の場合、日本では地域住民や在校生の保護者が当事者となるが、イギリスではそれに加えて在校生である子どもも当事者として想定されていた。学校の先生が子どもたちにきちんと説明をして、それに対して子どもたちから意見をもらい、その意見が公式の文書に載ったということがあった。</p>
<p>委員長</p>	<p>今紹介いただいた事例の場合、日本では子どもも当事者であるといった認識が薄いように感じられる。策定する条例にどのように盛</p>

り込んでいくかはこれからの課題であるが、うまく盛り込んでいけたらよりよいものが作れるのではないかと考えている。

( 3 ) その他

次回の委員会の日程について協議を行い、下記のとおり決定した。

第 2 回

日時 平成 2 6 年 7 月 2 日 ( 水 ) 午後 6 時より

以 上